

中国の反外国制裁法と外資企業の留意点



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



弁護士法人大江橋法律事務所
外国法事務弁護士
上海翰凌法律事務所
律師 紀群

PROFILE

一、立法の背景

近年、米国等による中国の企業、組織及び個人に対する経済的圧力や規制が日増しに強化される中、それらの圧力や規制に対する防御及び対抗措置として、中国は一連の報復的措置を相次いで講じてきました。例えば、米国等が香港、新疆、チベット、台湾、人権問題等について中国に講じた経済的圧力や差別的な措置、米国内の中国メディアへの管理強化等に対抗するために、中国は、米国の関連機関や個人及び複数の米国メディアに対して、財産の申告、査証発行の制限及びインタビューの制限といった一連の対等な制限措置を次々と講じました。

制度面では、2020年12月に「輸出管理法」が公布、施行されました。また2020年9月には、商務部により「信頼できないエンティティ・リスト」が公布、施行され、2021年1月には同じく商務部により「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する規則」が公布、施行されました。輸出管理法は輸出の段階のみを対象とする管理規制であり、報復的な内容を含む規定もわずかです。また商務部が公布した上記2つの規定は行政部門の規則に過ぎず、立法機関である全国人民代表大会（以下、「全人代」といいます）により制定される法律のような機能を発揮させることは困難でした。

そのため、2021年6月10日、全人代常務委員会は「反外国制裁法」を審議・可決しました。この法律は、外国からの様々な制裁等に対する中国の反制裁、反干渉、反ロングアーム管轄へ明確にターゲットを絞った上位法が出現したことを意味し、またこの法律により外国の差別的措置に対抗するための法律上の根拠が付与されました。

今回は、米中間の摩擦が日増しに高まる中で、日本企業が注意すべき法律の一つである反外国制裁法について説明します。

二、主な規制内容

1. 対抗措置の対象となる行為

反外国制裁法では、外国の国家が国際法や国際関係準則に違反して、さまざまな口実で、或いはその本国の法律を根拠に、中国に対して抑制、抑圧を行い、中国の公民、組織に対して差別的な制限措置を講じ、中国の内政に干渉する行為に対して、中国は相応する対抗措置を講じる権利を有するものとされています（第3条）。

近年、Huawei、ZTE、China Telecom、DJI、Hikvision、中国曙光、無錫江南計算技術研究所、海光など、中国の数多くのハイテク大手企業、大規模通信企業が、米国等から制裁措置を課され、取引を制限されています。これらの制裁措置や取引の制限が、外国の国家による中国企業に対する差別的な制限措置であるとみなされれば、反外国制裁法に基づく対抗措置の対象となります。

2. 対抗措置の対象となる主体

まず外国の国家による上記の差別的な制限措置がある場合、その差別的な制限措置の制定、決定又は実施に直接又は間接的に関与している個人、組織が対抗措置リストに掲載され、対抗措置を採られます（第4条）。

次に、以下の個人、組織も、対抗措置を採られる主体となりえます（第5条）

- (1) 対抗措置リストに掲載された個人の配偶者と直系親族
- (2) 対抗措置リストに掲載された組織の高級管理職又は実質的支配者
- (3) 対抗措置リストに掲載された個人が高級管理職に就いている組織
- (4) 対抗措置リストに掲載された個人と組織が実質的に支配し、又は設立、運営に関与している組織

3. 対抗措置の種類

対抗措置の対象となった主体に対しては、以下のような対抗措置が採られます（第6条）。

- (1) 対抗措置リストへの掲載
- (2) 査証発行の制限、出入国の制限
- (3) 中国国内の資産の差押え、押収、凍結（動産、不動産及びその他預金、株式、ファンド等のその他財産を含む）
- (4) 取引の禁止又は制限

中国国内の組織、個人が、対抗措置の対象とされた主体との間で取引、提携などの活動を行うことは禁止又は制限されます（第6条第3号）。中国に設立された外商投資企業は、中国法人として、本条が規定する「中国国内の組織」に該当すると解釈されるのが一般的ですので、もし取引先の組織や個人が対抗措置の対象になった場合には取引が禁止又は制限されることとなります。また香港・マカオ・台湾の企業、組織と個人、更には中国国内で活動に従事している外国事業者（外国企業、外国人、外国組織）が本条にいう「中国国内の組織、個人」に該当するか否かについては、立法、司法機関による更なる解釈を待つ必要があります。

- (5) その他の必要な措置。

上記②～④の対抗措置以外に、国際情勢の変動に応じて柔軟で効果的な対抗措置を講じるために、その他の必要な措置という包括条項が規定されています。反外国制裁法の下位規範である「信頼できないエンティティ・リスト」には、同リストに掲載される外国エンティティに対して講じる措置として、中国での投資の制限又は禁止、罰金、その関係者による中国国内での就労許可の制限又は取消し等が規定されており、これらはいずれも本条が規定する「その他の必要な措置」に該当します。

現時点では、反外国制裁法は、その施行直後の2021年7月に米国の前商務長官や香港民主委員会など計7個人、組織に対し発動され、同年12月に米国の政府系機関である米国際宗教自由委員会の主席など計4個人に対し発動されています。具体的な対抗措置については、7月の発動については明らかにされていませんが、12月の発動については、対象となる4個人の香港及びマカオを含む中国への入国の禁止、中国における資産の凍結、及び中国公民及び機関との取引の禁止が発表されています。

今のところは、いずれも政府関連機関及び構成員に対する発動であり、民間企業は対象とされていません。しかし、

12月に反外国制裁法が発動された理由は、米国が米国国内法に基づき、ウイグル人権問題を理由に中国の同自治区の政府幹部に制裁を課したことにあります。そのため、将来、米国の国内法の遵守のために日本企業が何らかの措置を採った場合、外国国家による中国への差別的制限措置に間接的に関与したと判断されて、対抗措置の対象となるリスクはないとは言いきれません。

4. 中国の法律遵守義務及び法的責任

- (1) 中国の対抗措置を実行する義務及び法的責任

中国国内の組織と個人は、國務院の関係部門が講じる対抗措置を実行する義務を負い、かつ同義務を遵守しない場合、國務院の関係部門は法に基づいて当該組織及び個人を処分し、関連活動に従事することを制限又は禁止するものとされています（第11条）。更にいかなる組織又は個人も、対抗措置を実行しない場合や、対抗措置の実行に協力しない場合には、法により法的責任が追及されると規定されています（第14条）。

上記各条文では、中国の対抗措置を遵守しなかった場合の法的責任が規定されていますが、「法に基づいて処分する」とは具体的にどのような処分であるのか、及び「関連活動に従事することを制限又は禁止する」とは、具体的にどのような活動を指しているのかについて、いずれも対応する規定がありません。よって、上記各規定がどのように実施、運用されるのかについては、今後の実施細則等の制定や解釈等を待つ必要があります。

- (2) 外国の差別的措置を実行してはならない義務及び違反時の法的責任

反外国制裁法第12条には、いかなる組織又は個人も、外国の国家が中国の公民、組織に対して講じた差別的措置を実行し、又は実行に協力してはならないと明確に規定されています。また組織と個人が当該規定に違反し、中国の公民、組織の合法的權益を侵害した場合、中国の公民、組織は、法により人民法院に対して訴訟を提起し、侵害の停止、損害の賠償を要求することができるものとされています。

本条に基づき外国の差別的措置を実行してはならない義務及び違反時の法的責任を負う主体は、「あらゆる組織と個人」と規定され、特段の限定は付されていません。よって、まず外商投資企業を含む中国企業と中国国籍の自然人が当該義務を負うことには争いがありません。次に、理論上は、外国の組織及び外国人が本条の規定に違反した場合にも、同様に相応の法的責任を追及される可能性があります。

す。但し、本条が規定する「外国の国家が実行する差別的措置」に該当するか否かをどのように認定するのか、及び誰が判断を行うのかについては、同法に明確な規定はなく、また仮に中国国内で人民法院の判決が下されたとしても、当該判決をどのように外国企業や外国人に対して執行するのかという問題もあり、今後の実務の動向を引き続き注視する必要があります。

三、留意事項

上記のように、中国の外商投資企業は、中国法人として、国務院の対抗措置を遵守する義務を負うばかりでなく、同時に、外国の国家が中国の企業、個人に対して講じる差別的措置を実行し、又はこれに協力してはならない義務を負います。外商投資企業の海外の親会社は往々にして米国等の西側諸国にあり、又は西側諸国に本社が設立されていたり、関連会社があったり、或いは密接な取引関係があることが多いです。そのため、特に多国籍企業のグループ傘下にある外商投資企業にとっては、反外国制裁法の施行によって、同法を遵守する必要性に直面していると同時に、親会社の所在国の法律又は米国のロングアーム管轄の実施に準拠すれば、中国の反外国制裁法に抵触するといった板挟みで窮地に陥る可能性があります。従って、反外国制裁法の成立と施行に伴い、日系企業を含む日本企業は、以下の点について特に注意する必要があります。

1. 社内コンプライアンスポリシーの再評価

従前、日本企業の社内コンプライアンスポリシーは、日本の法律以外に米国や欧州等の規定や制裁回避を意識して作成されることが多く、日系企業の社内コンプライアンスポリシーでも日本本社の考え方を基礎として作成、運用することが定着していると思われます。しかしながら、中国の反外国制裁法の施行に伴い、外国法の遵守を一方的に強調してしまえば、中国の外商投資企業は反外国制裁法に違反するとして処罰される事態に陥るおそれもあります。よって、中国の日系企業や親会社である日本企業は、欧米の法令のみならず、中国の反外国制裁法に関するコンプライアンスリスクを考慮して、社内のコンプライアンスポリシーを適時改定する必要があります。例えば、海外の法律の中で中国を念頭に置いて制定される法律を遵守する必要がでてきた場合、当該法律の遵守が中国の反外国制裁法の発動を引き起こすリスクの有無、リスクの範囲や程度、更には中国現地の子会社への影響といった要素を検討する仕組

みを導入して、十分なリスク評価を行わなければなりません。そして、一律的、画一的な対処は避けて、柔軟で効果的な防御規定と対応規定（緊急調整メカニズムの確立、必要な緊急対応措置の策定等を含む。）を制定する必要があります。

2. 対外取引に関する対応

近年、中国と米国等の国際貿易摩擦の激化に伴い、中国国内の日系企業は、中国企業又は外国企業との経済貿易活動の中で、中国の顧客に対してコンプライアンス誓約書（取引活動が外国の輸出入規制規定や制裁措置に違反しないことを約束する書面）への署名を求めることが多くなっています。或いは、取引契約の中で、外国の法令に基づき制裁措置が発動されたときの一方的な契約解約権や契約不履行時の免責条項を約定することもあります。反外国制裁法の関連規定によれば、もし、当該外国の法令に基づく制裁措置又は中国企業に対して実施している輸出入等の規制措置が、反外国制裁法が適用される「中国企業に対する差別的措置」に該当する場合、中国企業に対して上記内容の契約への署名を求めた企業は、差別的制限措置の実行に直接又は間接的に関与したと判断されるおそれがあります。そして当該企業は、反外国制裁法の規定に違反したとして対抗措置リストに掲載され、対抗措置を講じられるリスクにさらされます。しかも、上記のコンプライアンス誓約書及び解約の規定、免責規定は、中国の民法典第153条における強行規定違反を理由とする無効事由に該当し、当該規定が無効と認定されるおそれもあります。さらに、反外国制裁法第12条には、組織と個人は外国の国家が中国企業に対して実施する差別的措置を実行し、又はこれに協力してはならないという義務に違反したときは、侵害の停止と損害賠償の義務を負うと規定されています。

したがって、企業がたとえ中国企業等との間でコンプライアンス誓約書を締結し、或いは取引契約の中で一方的な解約権、免責条項を定めていたとしても、反外国制裁法第12条の規定に基づき、損害賠償責任を負いかねないというリスクが存在します。よって、今後、中国でビジネスを展開する日系企業及び日本企業は、上記のようなリスクの有無やその程度等を慎重に判断しながら、当該条項を規定するかを含め検討していくことが求められます。

また反外国制裁法が日系企業及び日本企業の経営活動に及ぼすおそれのある重大な影響に基づいて、反外国制裁法に関する法的リスクをできる限り回避し、損失発生の可能性

性を最小限に抑えるために、各企業は、反外国制裁法及びそれに付随する各種法令、更には各法の執行動向に細心の注意を払う必要があります。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。